

市民社会フォーラム第 270 回学習会
シンポジウム

ふたたび革新・共同の再生を考える

プログラムと報告資料

2025 年 5 月 10 日 於・ワイム貸会議室 お茶の水&ZOOM

【開催趣旨】

3 月 1 日に京都で開催されたシンポジウム「革新・共同の流れをどう再生するのか」に続き、東京でも鈴木元著『革新・共同党宣言の「改革」か、「新党」か』での問題提起をもとに、シンポジウムを開催します。

タイムテーブル（予定）

- 13:00 開場
- 13:30 開会 司会者より進行確認
- 13:33 主催者あいさつ 市民社会フォーラム・あけび書房代表 岡林信一 10 分
- 13:43 鈴木元さんから問題提起 15 分
- 13:58 4 人のパネリストの報告 各 15 分
後房雄さん 吉田万三さん 露久保健二さん 平澤民紀さん
- 14:58 休憩
- 15:15 2 回目の発言 各 5 分
- 15:40 参加者との質疑応答・討論 60 分
希望する方すべての発言を保障したいので、一人 3 分以内でお願いします。
※オンラインの方はチャットに書き込みください。
- 16:40 まとめの発言 一人 2 分
- 16:55 希望者で記念撮影
- 17:00 完全撤収

【注意事項】

本企画は後日 YouTube に全編公開予定です。前の登壇者以外の参加者の撮影はしません。発言の公開を差し控えたい方は主催者にお伝えください。参加者の皆様も、登壇者以外の参加者の顔写真の撮影はお控え下さい。その他、心理的安全性を保障する配慮をお願いします。

主催者あいさつ

市民社会フォーラム あけび書房代表 岡林信一

本日は市民社会フォーラム第270回学習会「ふたたび革新・共同の再生を考える」にご参集くださりありがとうございます。開会にあたって主催者としてご挨拶いたします。

本日の開催趣旨は、プログラムの最初に書いているとおりですが、とくに政党についての論評をする、それも諸々の人権侵害問題が起きている日本共産党について批評する機会になりますので、同党関係者などかなりピリピリしていることでしょうか（実際、今回の催しについても禁足令のようなものが出されているやも聞いています）、誤解や偏見を解くために、まずは主催の市民社会フォーラムの学習活動と、共催のあけび書房の出版活動についてご紹介いたします。

市民社会フォーラムは「思想信条と所属の多様性を前提に、新しい市民社会を創造する言論空間を拡張する」ことを目的に、2002年に創設されまして、もう23年目になります。今回が270回目ということで、社会問題について様々なテーマで学習会を展開し、政治の問題もタブーにせず、かつては平和共同候補運動や「市民と野党の共闘」など時局的な課題について開催もしていて、5年前から私があけび書房の代表に就いたこともあって、小社の出版記念のイベントをよくやっています。

とにかく「継続は力なり」ということで、SNSがなかった時代から（クローズドで双方向な）メーリングリストを日常的に運営もしていて、いまや1000人以上が登録されています。

学習会は3人以上がやりたいということならカジュアルにやるということで、3人だけの読書会から500人以上の大講演会にいたるまで、今回もそういったノリで呼びかけてやっています。

強調しておきたいことは、市民社会フォーラムは「学習」の一点で運動団体などとも協力・連携することありますが、市民社会フォーラムとして特定の運動目的の行動はせず、問題・課題についての「認識」をシェアしていくにとどめ、ここでの交流を通じて皆さん各自の持ち場での参考にしていただくようにしています。

つまり市民社会フォーラムは、運動の「主体」ではなく、学問・運動・市民を多用になが「媒体」ツールたらんとしています。

ですので、今回も革新勢力の再生をテーマにしても、何かの行動提起や結論を押し付けず、このフォーラム自体を政治勢力として変質させることはありません。今回は鈴木元さんから「政治フォーラム」を呼びかけられるかと思いますが、それは鈴木さん個人の提起であって、市民社会フォーラムがそれを代替するものではないことを念のためお伝えしておきます。

次に、あけび書房としての私の出版活動について。あけび書房は42年目になり、平和運動や社会保障運動などでも読んでいただけるような、世間的に言えば左派・リベラルな出版を位置付けています（おそらく共産党員さんがたくさん参加されるような集会などで

一番本を売っている出版社ではないかと)。それらの一つの重点として、「政治革新」をテーマに共産党についてもふれる本をいくつか出しています。

まず、2021年に『市民と野党の共闘で政権交代を』、22年に『市民と野党の共闘 未完の課題と希望』とタイトルどおり「市民と野党の共闘」を盛り上げる本を出しましたが、この共闘のカギとなる共産党の戦略というものがあるのが安保政策や党首公選制などで新たな展開が必要ではないかと23年に『希望の共産党 期待こめた提案』を上梓しました。

この本は10人の党外の識者に自由に書いていただいたもので、かもがわ出版の松竹伸幸さんと相談して、かもがわから出す鈴木さんの『志位和夫委員長への手紙』と松竹さんが文春新書として出す『シン・日本共産党宣言』と同日発売にしました。ところが、鈴木さんと松竹さんは、出版の同時発売を相談したことが規約に反する「分派」だという理由で共産党から除名されました（「分派の禁止」という問題はパネル報告で議論になるでしょう）。不思議なことに同時発売した『希望の共産党』については、週刊文春でこれら3冊を取り上げられたにもかかわらず、一切共産党から批判されることはなかったです（しんぶん赤旗への広告は同審査部の事前審査の上、理由は告げられず掲載不可になりましたが）。

（なお両氏の除名直後3月には、大塚茂樹さんの『「日本左翼史」に挑む 私の日本共産党論』を上梓しました）

松竹さん除名後には『続・希望の共産党 再生を願って』を緊急出版しましたが、このあたりから「希望」が「失望」さらには「絶望」？に向かいつつあったのですが、24年には（パワハラ結語とその否認で知られる）第29回党大会前後にあった現役党員の匿名記者会見をまとめた『日本共産党の改革を求めて #Me Too #With You』（この出版には党中央からの圧力があるという話があったので、出版記者会見を追補した『増補版』も緊急出版）を出しました。（同時期には、鈴木謙次さんが『ある日本共産党地区委員長の日記（1977年～1984年）』も出版）

しかし、その後も去年8月の神谷貴之さんの不当除籍・解雇など続々と人権問題が生じているので、今年4月に同時発売した『松竹さんを共産党に戻してください 除名撤回裁判の意義』『使える！労働法の常識 共産党の事例から考える』、そして本日のパネリストの一人でもある平澤民紀さんの『日本共産党と医療生協・民医連の再生を求めて 性暴力の隠ぺいをやめ再発防止議論を』を出すにいたりしました。

そして今回のメインスピーカーの鈴木さんとの関係では、昨年8月の80歳の誕生日に自伝『世の中を変えたいあなたへ 時代と向き合ったある庶民の80年の記録』を出させていただいた縁もあって、今年2月に『革新・共同党宣言 共産党の「改革」か、「新党」か』を、いつものように緊急出版して、本日のシンポジウムも参考に続編も出されるということです。

SNSでは心無い共産党員の方々から、あけび書房が「反共」に「転落」したから不買するなどという誹謗中傷をされたりもしていますが、私からすれば、人権と民主主義を守るための出版活動の一環にすぎません。政府・与党のみならず野党であれ、憲法で保障されている人権を否定することを放置・黙認することは、「護憲」の名に値しないし、ダブルスタンダードだと考えますし、ましてや「出版の自由」を脅かしている事態があるのに何の対抗言論もしないのは、出版人としての自滅行為だと確信しているのです。

そうした強い思いもあるので、今日は私も議論に参加していろいろ発言したいところですが、ご参加された方々の発言を最大限保障するために、最初の挨拶だけにとどめますので、4点だけ申し上げます。

一つは、今回のシンポジウムは京都開催に続いて、政党の組織論について自由に議論するという、これまで全くと言っていいほど取り上げられないテーマとして画期的ではないかということです。共産党の組織の在り方を批評することを「攻撃」だと受け止める料簡の狭さ、度量のなさで、ノーディベートで反発があるとすれば、もはや同党は「革新」政党として革新することはないでしょう。

次に、2020年代後半の今、組織論を考える上でハラスメントのない「心理的安全性」を保障する実質的に自由で民主主義的な運営をどうしていくのか、その点では共産党は反面教師だと、後のパネリストの方々の報告で明らかにされるでしょう。世論調査でも明白なように（私の実践的経験からしても）左派・リベラル（共産・社民だけでなく立憲すら）の支持層や担い手の高齢化はいつそう顕著になっています。この点について、若者層の運動では差別やハラスメントを禁止する「グランドルール」が定着していることなどをふまえれば、世代的断絶をどう乗り越えるのか、一つのヒントになるでしょう。

三つ目に、今回は議論が深まらないでしょうが、政治スタイルとしてのポピュリズムやラディカリズム、政策的には反緊縮経済政策の是非などが実は重要な論点だと、私は考えています。最近では与党ですら消費税減税を言い出すようになってきているのに、「減税ポピュリズム」だという非難があつたりしますが、新自由主義を自己に内面化することなく、「財源論」や「供給サイドより需要サイド重視」といった理論化が重要だと思います。この点で、れいわ新選組（あるいは保守の国民民主党）が現役世代の支持を得ている一方、共産党が後塵を拝し、社民党も参議院選挙で政党要件を失いかねない状況を考える一つの要因だと言えるのではないかと考えています。

最後に、思想的方向性として、個人の尊厳を重視する社会主義＝「自由主義的な社会主義」の可能性を考えています。そして個人の尊重というのは、日本国憲法の中に人権として明記されているので、立憲主義や権力分立といった自由主義の仕組み（現在でも第三者委員会や内部通報制度として政党以外には定着しているものなど）を政党内部にも盛り込んだ（自由主義と民主主義には緊張関係と相互依存関係があるという意味での）自由民主主義的な社会主義、そこにいたる段階として当面は「社会民主主義」を日本で実現することが必要だという認識です。

ほかにも論点はたくさんあります。しかし繰り返しになりますが、共産党など革新勢力の衰退の大きな要因として、今回のこの場のように、自由で忌憚ない議論すらできない組織体質を自己刷新しないことには、政策論や戦略論が洗練されることがないでしょう（実際、松竹さんの野党共闘で政権交代に向けての安保論がノーディベートで否定されたことで、政策と戦略が進化なく後退し、共闘そのものも崩壊しています）。このことを等閑視するのは、知識人や活動家の大きな責任ではないかと思考する次第です。一言でいえば、参加民主主義の徹底こそが再生の一丁目一番地ではないかということです。

以上、主催者としての挨拶とさせていただきます。

再び革新・共同の再生を考える東京シンポジウム 問題提起要旨

2025年5月10日 国際ジャーナリスト・鈴木元

はじめに

1960年の安保闘争を高校1年生で体験し社会問題に芽生え18歳となった高校3年生で日本共産党に入党。党歴60年の2013年1月「志位和夫委員長への手紙」(かもがわ出版)を出版したところ3月、問答無用に除名処分を受ける。

70年代に田口、藤井、加藤氏らが日本共産党の民主集中制についての問題提起したとき、共産党による大規模な攻撃が行われたが効果的反撃は困難であった。しかし今回は異なる。①日本の民主主義が、共産党の除名に現れている組織のありかたを党内問題ではなく国民的問題として受け止め、こうした異論排除を行う政党が政権につけば良くないと判断し 国民的批判が起こった。②インターネットの発達で松竹・鈴木が「赤旗」に対抗して独自の見解を述べることができるようになり、世論を動かすようになっている。そして今日のシンポジウムの開催である。かつて除名者が関わってシンポジウムを開催するなどは出来なかった。よろしくお願いします。

拙著『革新・共同党宣言 共産党の改革か新党か』(あけび書房)を読んでおられることを前提に時間の範囲内で問題提起します。なお私はこの30年近くパキスタンとバングラデシュを除き中国やベトナムなどアジア各国で協力事業を行ってきました。

連合政権時代の政党のありかたの探求

1)1993年の細川政権、1994年の村山政権以降、日本においてもヨーロッパと同じく連合政権時代に入った。しかし共産党は「社会党の右転落」と批判したが、自民党を含めて単独政権時代は終わり、何らかの形で連合政権でなければ政権交代はあり得ない時代になっていることについて私を含めて十分な探求は行ってこなかった。

政権交代選挙は国民を二分三分した選挙となり、政権与党連合と極端に違う政策を掲げても国民の多数を組織できないので政策的には極めて緩やかな政権交代である。かつての地方自治体の変革と同様に行きつ戻りつつの変革であり「革命」などあり得ないし、「革命」という認識は危険である。そして連合を追求すれば、党員は自分の所属する政党の政策と異なる政策を掲げて、他党に属する候補者を推して闘うことになる。つまり、それぞれの政党に属する人は自分の政党への帰属意識ならびに政策の絶対性は無くなっていく。

もともと共産の政策と異なる政策で闘うことについて「私の思っている政策と違うが」と言えば、それを「党の外で異なる意見を述べた」などと処分の対象とすることはできない。政党連合を追求しようとするれば、当然のこととして歴史的制約性のある特定の理論である科学的社会主義(マルクス主義)を党の理論的基礎とするなどできないし、レーニン以来の革命党の組織論である上位下達・決定の無条件実践の民主集中制も放棄しなければならない。

きたる参議院選挙において政権与党である自公が過半数割れを起す可能性がある。その

時、自公に維新そして国民民主が協力する政権か、国民民主を中心とする政権かが議論されている。国民民主を中心とする政権と言っても、今のところ政権構想に基づく統一政策は作られていない。したがってそのような政権はすぐに瓦解する。野党は政権構想と統一政策を作らなければならない。共産党はそのことについて一言も見解を述べていないどころか参議院選挙においても「共産主義こそ自由である」論を太い柱として押し出すと言っている。現実政治に責任を負う政党としては失格である。

一国変革論を脱却し、世界の変革と連携して進歩を追求する

1) 今日、私たちが変革を求める課題の大半(核兵器禁止・廃絶、CO2 ゼロ・気候変動阻止、大企業に対する最低課税の引き上げ等)は人類的課題であり、その解決は国際連帯の闘いを抜きにしてあり得ないし、今日、国連やILO、ユネスコなどの国際組織での議決によって前に進めることが出来る課題である。

2) 近年問題になっているロシアのウクライナ侵略、中国の覇権主義的行動、トランプ関税等に対する闘いも同じで、世界の国と国民と連帯した闘い抜きに止めることはできない時間もかかる課題である。

3) CO2 ゼロや核兵器禁止などの取り組みは、専門知識を生かした10年単位の活動が必要である。選挙や「党勢拡大月間」のように支部や職場、地域を単位とした一斉行動方式では出来ない。お互いがそのように活動することを認め合った行動が必要であり政党の組織活動のあり方を根本的に発展させる必要がある。

再分配論だけではなく GDP の増加も構想

1) 「失われた30年」の中で極端な格差が広がったのであるから、国家の再分配機能を生かし生活困難層の生活困難打開を図らなければならない。ところが高度成長期のGDP増大が公害をもたらし、今日世界的規模で気候危機をもたらす人類の生存の危機さへもたらしていることもあってGDPの増大を追求することを否定する考えが広がっている。しかし分配論だけでは国民そして世界の貧困問題を解決することは出来ない。高度成長期のような重厚長大生産ではなく省資源省エネルギー・地産地消を進めることによって新しく成長戦略を進める必要がある。

2) 例えば、コロナが世界的に大流行した。しかし日本は結局コロナワクチンは作れずアメリカから輸入し続けた。ちなみにコロナワクチンを作れた国はアメリカ、イギリス、ドイツを中心としたEU、ロシア、中国、インドであった。安倍晋三元首相などは「モノづくり日本」と言ってきたが、日本は薬の輸入超過国である。僅かな原料で高付加価値の薬産業を育成すべきである。インドは薬の輸出大国である。

いま日本に沢山の外国人が旅行でやってくる。しかし自国では治せない・手術出来ない高度医療を求めて日本にやってくる人はいない。日本には、そうした人々を受け入れ

る国際病院は無い。国際病院とは自国の病院では治せない、手術出来ない高度医療を提供する病院のことであるが、そのためには現行の保険医療とは別の病院として世界から受け入れるために24時間開業・受付し看護師は国際語である英語で対応できる。全室個室、家族が泊まれるホテルが併設されていることが必要で日本には一つも無い。アジアの拠点都市にはあるがタイのバンコックにはそうした病院がいくつもあり、年間約200万人が来ている国策産業政策である。こうして製薬や医療のように資源浪費型でなく高度知的創造高付加価値産業を育成すべきである。

日本の食料・エネルギーの自給率は極めて低く、戦争が起こり交易が途絶えればたちまちのうちに国民的な餓死が起こる。農民に作りたいただけお米を作ってもらい余剰が出れば政府が買い上げ余った分は世界の最貧国に無償支援する。それが世界の食料問題の解決に貢献すると同時にテロの対象国から外れる可能性を引き出す。今日資源開発の中心は大陸棚に移りつつある。日本は世界で四番目の大陸棚を持っている。この海洋資源開発によって資源エネルギー問題の解決を図るべきであるが日本には大陸棚の資源開発を担当する技術者を養成する学部は一つもない。中国には資源開発専門の大学が四つある。国家戦略欠如である。

さいごに

本日のシンポジウムを踏まえ、そして都議選・参議院選挙の結果を踏まえて「革新共同党宣言 パートⅡ」を出版します。パートⅠの第一部第二部は省略し、代わり第一部(1)現代世界をどう見るか(2)日本の変革は世界の変革と連携して 第二部 革新共同党の「改定版綱領・規約」とする構想をしています。

日本における左翼勢力の余地と役割

2025/05/05 後 房雄

1 共産党とのかかわり

- ・ 自己紹介
- ・ イタリア共産党の大転換の紹介（後 1991）
- ・ 「政権交代のある民主主義」。二か二分の一政党制の提案（後 1994）。
小選挙区制と小沢一郎評価に関して、1994 年赤旗評論版に批判論文

2 共産党の自己改革は可能か

- ・ 誤りの承認と修正の習慣とメカニズムの欠如。
- ・ 2000 年規約における民主集中制への居直りと「党内民主主義」の削除（後 2024 - 2025）
- ・ 松竹、鈴木問題、神谷問題。ハラスメント問題の露呈。

3 日本社会における左翼勢力の余地と役割

- ・ 衆院小選挙区制（および参院 1 人区）を前提にした二大勢力化のメカニズム
- ・ 中道右派 VS. 中道左派の対抗の左に位置する左翼勢力の余地（約 15%）。

* 1976 年：社会党 20.7 + 共産党 10.7 = 31.4%

1986 年： 17.8 + 9.0 = 27.8

1996 年：社民党 6.4 + 共産党 13.1 = 19.5

2005 年： 5.5 + 7.3 = 12.8

2014 年： 2.5 + 11.4 = 13.9

2024 年：れいわ 7.0 + 共産党 6.2 + 社民 1.7 = 14.9

後房雄（1990）『グラムシと現代日本政治』世界書院。

後房雄（1991）『大転換 イタリア共産党から左翼民主党へ』窓社。

後房雄（1994）『政権交代のある民主主義——小沢一郎とイタリア共産党』窓社。

後房雄（1997）『「オリーブの木」政権戦略』大村書店。

後房雄（2009）『政権交代への軌跡——小選挙区制型民主主義と政党戦略』花伝社。

後房雄（2024-2025）「イタリア共産党と日本共産党における民主集中制の変遷——自由民主主義社会への適応過程（1）（2・完）」、名古屋大学『法政論集』第 304 号、2024 年 12 月、第 305 号、2025 年 3 月。

後房雄（2025）「ユーロコミュニズムへの日本共産党の接近と離反」、愛知大学『地域政策学ジャーナル』第 14 巻、2025 年 3 月。

1、はじめに

SNS時代に驚き

2、組織運営上（ガバナンス）の問題と政党の在り方は分けて議論したい。

とは言え、組織運営上の問題は、一般的に組織が陥りやすい弱点であると同時に、それを強化し、合理化しようとする思想的背景もあるように思う。

3、政党の在り方——「理念型」か「政策実現型」か

- * 日本共産党は戦前から戦後にかけて、さまざまな人民のたたかひの先頭に立つと共に、マルクス・レーニン主義（現在は科学的社会主義と呼称）を指導理念として位置付けてきた。
- * 私は、これからの日本共産党は、日米安保体制の打破と暮らし重視の政治への転換をめざす「政策実現型」政党であることに徹し、「理念型」の部分は、「社会科学研究所」を活用し、これまでの理論政策的蓄積を生かして、より開かれた理論的探究をめざすという方向がいいのではないか、と思っている。
- * カリスマ的理論指導者などを求めてはいけない。

4、「科学的社会主義」とは「自然科学的社会主義」か？

- * 社会科学と自然科学とは同質ではない。
- * 社会科学的真理と自然科学的真理は誰が判定するのか。

シンポジウム「ふたたび革新・共同の再生を考える」報告

2025年5月10日 かぴぱら堂 露久保 健二

【自己紹介】

1971年 栃木県鹿沼市生まれ

1991年 立命館大学法学部1回生時に日本共産党入党(本日主催者の岡林氏とは同級生)

1999~2003年 鹿沼市議会議員(1期)

任期中に機関紙業務の過重負担と党内ハラスメントが原因で不安障害を発症し、約1年間休養(経過は『日本共産党の改革をもとめて(増補版)』収録の拙稿に記載)

現在、古書店経営

2023年2月の松竹伸幸氏の不当除名を契機に、日本共産党の民主的改革を求める立場から、党中央など機関への意見書提出、SNSでの情報発信を開始

2024年12月31日 SNSでの発信を「党攻撃」であると党機関に歪曲され、妻とともに日本共産党から不当除籍

【党中央主導による異論排除・不当除籍の実態】

●私達夫婦の場合

・2023年秋より複数回にわたる査問(調査)

・2024年2月 妻が地区党会議から不当排除

「SNS発信内容が党規約違反の嫌疑で調査中」「中央からの指導だ」と当日口頭で伝達(経過は『日本共産党の改革をもとめて(増補版)』収録の露久保美栄子投稿文に記載)

5月末 県委員長・地区委員長から排除は誤りだったと謝罪(これも「中央からの指導」)

この時点までのSNS発信内容は党規約範囲内であったことを、党機関が事実上認める

・2024年10月 SNSでの神谷貴行氏の不当除籍批判、党の総選挙総括批判の公表は規約違反につき中止せよと県委員長より警告。当方は規約違反にあたらないと警告を拒否。その後、早急に査問を受けるよう要求され、当方は年末年始は業務多忙のため2025年2月以降に設定するよう回答。

・2024年12月18日付にて県委員会から不当除籍に向けた警告文書送付。翌19日に配達記録郵便にて到着。

・2024年12月31日付で夫婦共に不当除籍。通知書が1月3日に普通郵便にて到着し他時点で除籍の事実を知る。除籍と同時に日刊紙配達員(週1回)も解任されたにもかかわらず、当方への通知が遅れたため、1月1日に日刊紙配達に従事(後日、除籍通知を即日届けなかったことで翌日の日刊紙配達をさせたことについて県常任委員が「事務処理上の不手際があった」ことを認めたものの謝罪は拒否)

・2025年1月18日 県委員会にて不当除籍抗議行動

●他の不当除籍事例との共通点

●党中央による異論排除・「異端狩り」システム

【自由闊達な党内議論を保障するために】

●制度的保障(機関紙・党内SNS等での討論場所、党外向け発表の自由)

●党員からの質問に対し、機関は回答することを義務化せよ

●政策研究集団の容認、横のつながりの自由化の必要性

●党内権力勾配による抑圧からの自由、心理的安全性の保障

【党改革か新党か】

●社会主義的理念を軸とした左派政党の必要性

●まずは党の民主的改革を追求(神谷貴行氏の「共産党リフォーム論」)

●党内ハラスメント・人権侵害の解決・根絶(他の運動団体でも深刻な課題に) 以上

露久保健二様

あなたは8月18日、美栄子さんとともに「合資会社かびばら堂」の「代表社員」「専務」の連名で党本部に福岡の元勤務員に対する除籍措置の「撤回」を求める「声明文」を送付し、SNS上へ拡散しました。この件については福岡県委員会の声明で、この元勤務員について

「あなたの県委員会総会での発言内容は、批判の対象となりますが、私たちはそれを規律違反としているではありません。県委員としてのあなたの発言の自由、権利を保障し、発言の機会を認め、県委員会総会での自由な討論が行われました。しかし、あなたは、県委員会総会で誤りであると退けられた自分の意見を、県委員会総会の議論とともに、勝手にブログで発表したのです。県委員会総会での討論の内容を、それぞれ県委員が個人の判断で公開することを認めれば、総会での自由な討論を阻害することにもなります。県委員会総会の内容を公開する場合は、県常任委員会の責任で発表すべきことがらです。県委員会総会での討論内容を個人の判断で公開する行為は、党内での自由な発言、討論を保障した党規約の精神を踏みにじる行為です」と、その理由を明確にしています。さらにあなたは10月2日、別の福岡の党員への除籍措置についても「抗議」する「声明文」を送付しSNS上に拡散しました。

他の党組織の問題であつても党員は質問し意見を述べることができますが、党の内部問題を党外に勝手に発表することは党規約に反する行為です。今回の「声明文」は連名、かつ「合資会社かびばら堂」という党外組織の肩書きで、福岡県常任委員会が決定し、中央委員会が承認した除籍措置への批判を最初から党外へと拡散させたものです。

10月12日、あなたに対し、「声明文」は党規約第五条（六）が党員一人ひとりに認めている「中央委員会にいたるどの機関にたしても、質問し、意見をのべ、回答を求めることができる」権利の行使とはみなせないこと、加えて、党規約第五条（二）「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」、同（五）「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」、同（八）「党の内部問題は、党内で解決する」から逸脱した行為であり、やめるよう伝えました。

これに対して、あなたは「やめません」と述べ、警告を無視する態度をとりましたが、引き続き総選挙後に話し合うことにしていたものです。ところがあなたは、10月13日には「かびばら堂夫妻への不当警告の撤回を求めます」なる文書を拡散させました。あなたは今も「必要な発信を続けてまいります」など投稿・拡散を続けています。

あなたは全党が総選挙勝利に向け奮闘中の選挙終盤、「共産党に入れられません」などとのべる人物の投稿を繰り返し拡散し、10月29日には、選挙結果の常任幹部会声明に赤マジックでバツテンを書き込んだ画像を拡散させ「こんなふざけた総括で党支持者を舐め腐りやがって!!」と罵りました。あなたのこうした言動は党の前進を願う党員の立場とは異質のもので、これは逸脱した投稿・拡散行為の一部ですが、党規約第五条（二）、同（五）、同（八）を守る意思がないことを示しています。

あなたは10月30日、党との協議について「二月まで会えない」と言いながら、その後も逸脱した投稿・拡散を続けており、党規約を守る意思がないことは明白です。あなたが今後も逸脱した投稿を継続する場合、自ら党員の資格を放棄したものとみなし、党規約第十一条にもとづき、ただちに除籍措置に入ることをお伝えするものです。

2024年12月18日

日本共産党中部地区常任委員会

日本共産党栃木県常任委員会

露久保美栄子様

あなたは8月18日、健二さんとともに「合資会社かびばら堂」の「代表社員」「専務」の連名で党本部に福岡の元勤務員に対する除籍措置の「撤回」を求める「声明文」を送付し、SNS上へ拡散しました。この件については福岡県委員会の声明で、この元勤務員について「あなたの県委員会総会での発言内容は、批判の対象となりますが、私たちはそれを規律違反としていたのではありません。県委員としてのあなたの発言の自由、権利を保障し、発言の機会を認め、県委員会総会での自由な討論が行われました。しかし、あなたは、県委員会総会で誤りであると退けられた自分の意見を、県委員会総会の議論とともに、勝手にブログで発表したのです。県委員会総会での討論の内容を、それぞれ県委員が個人の判断で公開することを認めれば、総会での自由な討論を阻害することにもなります。県委員会総会の内容を公開する場合は、県常任委員会の責任で発表すべきことがらです。県委員会総会での討論内容を個人の判断で公開する行為は、党内での自由な発言、討論を保障した党規約の精神を踏みにじる行為です」と、その理由を明確にしています。さらにあなたは10月2日、別の福岡の黨員への除籍措置についても「抗議」する「声明文」を送付しSNS上に拡散しました。

他の党組織の問題であっても黨員は質問し意見を述べることができますが、党の内部問題を党外に勝手に発表することは党規約に反する行為です。今回の「声明文」は連名、かつ「合資会社かびばら堂」という党外組織の肩書きで、福岡県常任委員会が決定し、中央委員会が承認した除籍措置への批判を最初から党外へと拡散させたものです。

10月12日、あなたに対し、「声明文」は党規約第五条（六）が黨員一人ひとりに認めている「中央委員会にいたるどの機関にたしても、質問し、意見をのべ、回答を求めることができる」権利の行使とはみなせないこと、加えて、党規約第五条（二）「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」、同（五）「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」、同（八）「党の内部問題は、党内で解決する」から逸脱する行為であり、やめるよう伝え、引き続き総選挙後に話し合うことにしていたものです。

しかしあなたはまったく反省しないまま、10月13日には「かびばら堂夫妻への不当警告の撤回を求めます」なる文書を拡散させました。あなたは全党が総選挙勝利に向け奮闘中の選挙終盤、「黨員に見放されるような政党に成り下がった」などと投稿し、10月29日には、選挙結果の常任幹部会声明に赤マジックでバツテンを書き込んだ画像を拡散させ「こんなふざけた総括で党支持者を舐め腐りやがって！！」と罵った健二氏の投稿を「言いたいことはわかる」と拡散しました。あなたのこうした言動は党の前進を願う黨員の立場とは異質のものです。これは逸脱した投稿・拡散行為の一部ですが、一連の言動は党規約第五条（二）、同（五）、同（八）を守る意思がないことを示しています。

あなたは10月30日、党との協議について「二月まで会えない」と言いながら、その後も逸脱した投稿・拡散を続けており、党規約を守る意思がないことは明白です。あなたが今後も逸脱した投稿を継続する場合、自ら黨員の資格を放棄したものとみなし、党規約第十一条にもとづき、ただちに除籍措置に入ることをお伝えするものです。

2024年12月18日

日本共産党中部地区常任委員会
日本共産党栃木県常任委員会

露久保健二様

12月18日に送付した文書で、あなたが今後も逸脱した投稿を継続する場合、自ら党員の資格を放棄したものとみなし、党規約第十一条にもとづき、ただちに除籍措置に入ることをお伝えしました。しかし、あなたは19日以降も、「党機関は烏合の衆を周りに集めてすべてシャンシャンで終わればそれで満足な人の集団」、「とことん腐った組織の見本市…もはやまとも人間の集団じゃなくなっている」等々の党への攻撃する「主張」を拡散させるなど、党員の資格を自ら損なう行為をすすめており、党規約を守る意思がないことは明白です。

したがって、党規約第十一条にもとづき12月24日に中部地区常任委員会が除籍を決定し同30日、県常任委員会が承認したことをお伝えするものです。

2024年12月31日 日本共産党中部地区常任委員会
日本共産党栃木県常任委員会

露久保美栄子様

12月18日に送付した文書で、あなたが今後も逸脱した投稿を継続する場合、自ら党員の資格を放棄したものとみなし、党規約第十一条にもとづき、ただちに除籍措置に入ることをお伝えしました。しかし、あなたは届けた文書とともに「近代政党からの発信とは到底思えなくて相手にするだけ時間のムダ」と発信するなど、党員の資格を自ら損なう行為をすすめており、党規約を守る意思がないことは明白です。

したがって、党規約第十一条にもとづき12月24日に中部地区常任委員会が除籍を決定し同30日、県常任委員会が承認したことをお伝えするものです。

2024年12月31日 日本共産党中部地区常任委員会
日本共産党栃木県常任委員会

かびばら堂夫妻への不当除籍に断固抗議し、撤回を求めます

2025年1月10日 かびばら堂(古書店)

2025年1月3日、当店夫妻(ともに日本共産党鹿沼北支部所属)あてに日本共産党栃木県委員会より文書が普通郵便にて配達されました。文書の内容は、当店夫妻を日本共産党から除籍にするというもので、2024年12月24日に党栃木県中部地区常任委員会で決定され、12月30日に党栃木県常任委員会で承認したと記載されていました。私達夫妻のSNS等での発信を一方的に「党を攻撃するもの」と断定し、重ねて「党員の資格を自ら損なう行為をすすめており、党規約を守る意思はないことは明白」と決めつけていますが、全く事実無根であります。勝手な決めつけで私達を不当に党から除籍したことに、断固抗議します。

私達夫妻は2023年以来、党のあり方に関し、複数回、党中央委員会宛に意見書を送付し、SNS等でも発信を続けてきました。その内容を検討すれば私達の意図は明白で、党の民主的改革を求める立場からの建設的提言であり、党を攻撃する意図など一切ありません。もし党が私達の意見に事実関係、見解の相違があるとするのであれば、その都度指摘・反論すれば良いだけです。しかし党の側からはそのような対応は一切ありませんでした。私達の意見が事実と道理に基づいたものであるために反論不能に陥った党中央が、私達を不当に除籍したことは、党中央指導部が数々の誤りを犯し、その誤りを指摘した党員に対して排除で応えるという、独裁的党運営がなされている事実をあらためて世間に示すものとなりました。

さらに除籍にいたる手続きにも党規約に違反した手続き上の不備があります。2024年10月12日に小林年治党栃木県委員長が拙宅を訪れ、不当な除籍警告をした際に、私達は自らの言論活動が党規約に何ら違反するものでない理由を丁寧に説明したにも関わらず、聞く耳をもたず、党中央の一方的見解を私達に押し付けることに終始しました。その後10月30日に小林氏は電話で「早急に話し合いの場を持ちたい」と私達に要請しました。私達は業務多忙を理由に、2025年2月以降に話し合いに応じる意向を伝えるにも関わらず「そんな要望に応えられる保証はない」と言い放ちました。その後12月18日付けで、不当除籍予告の文書を送付され、それに対し私達がSNS上で批判をしたところ、党から私達に直接接触することなく、12月31日付けで除籍通知が送達されたというのが今回の経過です。その間、私達が協議に応じる意向を明確にしていたにも関わらず、一切の弁明の機会を奪われたまま、除籍されました。

12月24日に開かれた党栃木県中部地区常任委員会で議論も、杜撰極まるものでした。青木弘地区委員長が私達夫妻の除籍を提起しましたが、その際の説明に使用された資料は党中央が作成したもので、私達が発信した意見書、SNS等での発言は一切提示されませんでした。会議中、複数の常任委員から、私達の除籍に対する異論・慎重論が提起されましたが、顧みられることなく除籍が決定されてしまいました。なお、私達へ送達された除籍予告、除籍通告ともに、党中央が作成したものであることが当方の調査で判明しております。

これらの状況からみても、今回の私達夫婦の除籍は一貫して党中央主導で画策、推進され、党県委員会、中部地区委員会ともに逆らうことができず党中央の指令に従ったものであることが明らかになりました。党中央に対して厳しい異論を唱える党員の排除を企図したものであることは明白であります。

私達夫妻は、今回の不当除籍に対して断固抗議するとともに、撤回を求めて何年かけても党に対して要求していくことを宣言いたします。ならびに、今回の不当除籍に関わった党中央役員を含む関係者への責任追及と、不当除籍に唯々諾々と加担した、小林年治党栃木県委員長、青木弘党中部地区委員長の個人責任を追及してまいります。

以上

2025年5月10日

シンポジウム「ふたたび革新・共同の再生を考える」に寄せて

平澤民紀

1. 現段階の見解

党機関が、私（達）の不当除籍を撤回し復党を認めるのであれば、再び共産党の民主的再生の為に党内で尽力する。

元所属支部LCの8割が私の除籍に不信感を持ち、地区委員会に対し検証を求める状況が続く限り、党の民主的再生の可能性は残っていると認識する。

私にとっての党の民主的再生の試金石は、私（達）の不当除籍の撤回である。

2. 自己紹介

- (1) 2世党员（元） 拙書 p13
- (2) 元埼玉民医連＝医療生協さいたま理事 現都内民医連・医療生協職員
- (3) 埼玉民医連＝医療生協さいたまの党员専務のセクハラ隠蔽方針に従わず除籍

3. 党内ハラスメントと党機関の対応の実態

- (1) 共産党と言えども組織内ハラスメントは起こる
- (2) 組織内ハラスメントの組織内で解決は困難（不可能かつ不適切）
 - ① 上級加害者スクラム ⇒29大会結語パワハラ・松竹氏除名の正当化
 - ② 二次・三次加害 ⇒大山市議・神谷氏に対する「調査・懇談」
 - ③ 上級による被害者情報の漏洩 ⇒富田林問題
 - ④ 犯罪行為の党内問題化
⇒埼玉民医連＝医療生協さいたまのセクハラ隠蔽 p 25.39.52.78.84.

4. なくす会3目標と不当除籍について

- (1) なくす会3目標 p17.72
 - ① 性被害者の救済と名誉の回復
 - ② 職場内性暴力再発防止の徹底
 - ③ そのための第三者調査の実施
- (2) 党による箝口令と、公益通報者を見殺しにした党と民主団体 p12.78.153.158.174
 - ① 埼玉県委員会→Aさん
 - ② 埼玉県委員会→中央委員会→都委員会→台東地区委員会→平澤
- (3) 除籍報告（協議中の通知なき異論排除） p10.251

5. まとめ 民主的再生の試金石 p100

- (1) 党内の権力勾配の存在を認める事
- (2) 規約の解釈権を常任幹部会が独占しない事
- (3) 規約第五条（八）「党の内部問題は、党内で解決する」を改廃する事
- (4) 党内ハラスメントの解決は第三者機関に委ねる事

以上

ご紹介いただきました医療生協さいたまのセクハラをなくす会の平澤です。

本日はこのような機会をお与えいただきありがとうございます。著名な方々と席を並べさせていただき緊張しております。

冒頭に、現段階の私の見解を述べさせていただきます。

党機関が、この間の不当な除名・除籍を撤回し、私達の復党を認めるのであれば、再び共産党の民主的再生の為に党内で尽力します。

元所属支部LCの8割が私の除籍に不信を感じ、地区委員会に対し検証を求める状況が続く限り、党に民主的再生の為に復元力はあると認識し、党外から、党の誤りを指摘し改善提案を続けます。

党の民主的再生の試金石は、私達の不当除名と除籍の撤回と考えます。

順序が逆になりましたが自己紹介いたします。

また拙書「日本共産党と医療生協・民医連の民主的再生のために 性暴力の隠蔽をやめ再発防止論議を」を紹介させていただきながら報告します。

私は民主書店を経営する党員を両親とする2世党員でした。叔父は民医連医師であり、物心ついた時から赤旗とマルクスレーニンの書籍に囲まれ、主治医を民医連にして育ちました。10歳から除籍されるまで日刊紙配達を続け、学生時代は党勢拡大学生部門で全国十傑に入った事もありました。

19歳で入党し、学生運動に明け暮れ、埼玉民医連＝医療生協さいたまに入職し理事まで勤めました。現在は都内の民医連・医療生協で働いています。

2023年9月に、埼玉民医連＝医療生協さいたまの党員専務のセクハラ隠蔽方針に従わず、性被害者の救済のために行動したため規律違反で除籍されました。

次に党内ハラスメントの実態と党機関の対応について報告します。ご参加の皆さんは良くご存じの事ですので簡単におさらいします。

共産党は人間の集団であり、党内でハラスメントは起こります。

大切な事は発生を前提とした予防であり、起こってしまった後の真摯な対応です。党のハラスメント対応の弱点がここである事も共有されていると思います。

組織内ハラスメントを組織内で解決するのはほぼ不可能であり、不適切です。自衛隊セクハラ問題でも宝塚やジャニーズやフジテレビ問題でも、第三者調査が不可欠である事は今や社会常識となっています。この社会常識に抗うとどのような事態を招くか、悪い見本を日本共産党が示しています。

松竹氏に対する除名ハラスメントを正当化した党大会の結語がパワハラとなったのは必然です。ハラスメントの組織内処理は上級加害者スクラムを生じさせます。

この上級加害者スクラムが、大山県議や神谷氏に対する「調査・懇談」を生み、全国の党員に組織的に踏み絵を迫る二次三次ハラスメントとなっている事はご存じの通りです。

次に富田林ハラスメントに象徴される組織内処理によって発生する共通の問題について報告します。

一つは、中央委員が関わり中央委員会が謝罪したハラスメント問題であるにも関わらず中央委員が誰1人処分されていないという事実です。党内処理は上級に甘くなるという実態です。これは富田林に限った事ではありません。

もう一つは、訴願委員会や上級への被害の訴えが解決に結びつかないどころか、被害者情報が加害者に漏洩し、被害者への二次ハラスメントとなり、問題を複雑かつ重大化させると言う実態です。これも富田林に限定される事ではありません。とりわけ集中制を原則とする党においては避けがたい構造的な問題です。

最後は埼玉民医連＝医療生協さいたまの実態から報告します。これも埼玉に限定された事ではありません。黨員間で発生した犯罪的行為、埼玉の場合は不同意性交や強制わいせつですが、これらを党内問題とし、加害黨員への社会的制裁を回避する。組織防衛という名の隠蔽が起こります。

次に医療生協さいたまのセクハラをなくす会の3つの目標と、私に対する不当除籍について紹介します。

なくす会3目標は①性被害者の救済と名誉の回復、②職場内性暴力再発防止の徹底、③そのための第三者調査の実施、を指します。2021年の活動開始から一貫しています。

続いて党による箝口令について報告します。埼玉県委員会は2022年10月12日づけで「党としては加害男性を除名した事をお伝えいたします。党が除名した事実を他の黨員を含む第三者に伝える事も控えるようにしてください」と被害者と私に通知しました。

強調したいのは、この箝口令は、埼玉県委員会が発令し中央委員会を経由して台東地区委員会が私に下したという事実です。つまり重大なセカンドレイプである性被害者への口封じを中央が承認したという事実です。

加えて、新婦人と全労連女性部と全日本民医連が埼玉民医連＝医療生協さいたまの黨員専務のセクハラ問題に対する支援要請を門前払いし党に追従した二次ハラスメントも付け加えておきます。これらの団体への支援要請は拙書に収録してありますのでご一読下さい。

続いて拙書251ページ収録の除籍報告を読み上げます。

除籍についてのご報告

この度私平澤民紀は、2023年8月29日付けで日本共産党から除籍措置を受けました事をご報告いたします。私への除籍「措置」は規約にもないものとの事です。規約第十一条「黨員の資格を明白に失った黨員」と認定したとの事でした。

私はこの「措置」についての通知文書を求めましたが断られました。そのため除籍理由は私の解釈になりますが、医療生協さいたまの斉藤前専務理事がセクハラを行い除名処分された事実を、医療生協の職員黨員に知らせた事と思われます。医療生協さいたまの一部役員によるセクハラ隠しに対して、医療生協内黨員に再発防止のための党内論議の過程であっただけに残念です。

医療生協さいたまの一部役員によるセクハラ隠しと柴岡書記長の対応の事実を、以下に解説します。

- ①医療生協の女性党員職員(以後Aさん)が、斉藤前専務からのセクハラ被害を
- ②埼玉県委員会の柴岡書記長に告発した。(2021年1月28日)
- ③柴岡氏は、Aさんに無断で加害者側の雪田理事長へ、Aさんの情報を漏洩した。(2021年9月)
- ④雪田氏は、斉藤氏に本人確認もせず 2800 万円の退職金を与え自己都合退職を承認した。(2021年10月27日理事会議決)
- ⑤柴岡氏は、不同意性交罪は党員間であれば党内問題であるとし、斉藤氏除名で問題は一段落したとした。
- ⑥柴岡氏は、Aさんに党内問題である性暴力被害は県委員以外には相談しない様に命じた。(2022年10月12日付け)
- ⑦柴岡氏は、労組に党員専務のセクハラ問題を労組(党外)で論議しない様に命じた。
- ⑧現在も医療生協内の党員は、斉藤氏の除名を知らされていない。
- ⑨Aさんの願いであるセクハラ再発防止は、⑥⑦によって職員論議はおろか党員論議すら出来ていない。他の被害者(非党員含む)も泣き寝入りさせられたままとなっている。

党員専務によるセクハラ被害の告発と再発防止の闘いは、2020年から始まりました。その間に埼玉県南部地区委員会、埼玉県委員会、中央委員会組織局・同訴願委員会・同規律委員会・同ジェンダー平等委員会に合計で約80通の意見質問訴願書を送りました。しかし一通の回答書もありませんでした。

党中央に指摘して来た県委員会の誤りについて以下に簡単にまとめました。

- ⑩党員による不同意性交の犯罪行為を党内問題とし党外に出させないのは誤り。
- ⑪柴岡氏が被害者に無断で加害者側に情報を漏洩したのは誤り。
- ⑫斉藤氏の除名処分を医療生協の党員に報告しないのは誤り。
 - ・党員の性犯罪とそれを見過ごした支部から、自己批判相互批判の機会を奪うのは誤り。
 - ・党員にセクハラ再発防止のリーダーシップを発揮させないのは誤り。
- ⑬Aさんに他者への相談を禁じたのはセカンドレイプであり誤り。
- ⑭党員 100%の役員会がセクハラを否定し、斉藤氏の除名処分に応じない事態を放置するのは誤り。
- ⑮役員会が第三者調査を拒否しセクハラ隠ぺいを黙認するのは誤り。
- ⑯役員によるAさんイジメを止めないのは公益通報者保護法違反の誤り。
- ⑰党員からの意見質問訴願書に回答しないのは規約違反の誤り。
- ⑱意見質問に回答せず党内論議過程で党員から党籍を奪うのは異論排除の誤り。

性被害問題で何よりも優先しなければならないのは被害者の保護と尊重です。①～⑯の事態の中で、二次被害に苦しめられているAさんを救い、しかも党の打撃を最小限に抑える為には、事情を知り理事会からも県委員会からも圧力を受けない私が、医療生協の党員に働きかける

以外に方法はありませんでした。

加えて、誤りを犯した雪田氏や柴岡氏には処分がなく、私だけを除籍した党の対応にも強い違和感を持っています。

私は党籍を奪われても日本共産党綱領に基づき、医療生協・民医連の再建のために、セクハラ
の再発防止・被害者の救済・そのための第三者調査の実施を求め闘い続けます。党籍を奪われ
た為党内論議への参加は不可能となりましたが、党員に自浄能力の発揮を求め呼びかけを続
けます。あくまでも党と医療生協役員が隠蔽行為を改めないのであれば医療生協組合員・労組
にもこの事実を伝え、それでも態度を改めないのであれば、裁判に訴えることになるでしょう。

皆さんに、①～⑩が事実であるか平澤の虚言であるかを柴岡書記長か奥田さんに確認するよ
うにお願いします。この闘争を始めるにあたり最初に相談したのが奥田さんと須田地区委員長
(当時)でした。

理事会がセクハラ的事实を認め、再発防止策が実現した時に、私の名誉回復と復党が実現
すると確信しています。

党の民主的再生の為に必要な組織的保障について述べてまとめとします。

①党内の権力勾配の存在を認める事、②規約の解釈権を中央が独占しない事、③規約第五条
(八)「党の内部問題は、党内で解決する」を改廃する事、④党内ハラスメントの解決は第三者機
関に委ねる事。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

2023年9月18日

各位

平澤民紀

除籍についてのご報告

この度私平澤民紀は、2023年8月29日付けで日本共産党から除籍措置を受けました事をご報告いたします。

私への除籍「措置」は規約にもないものとの事です。規約第十一条「党員の資格を明白に失った党员」と認定したとの事でした。

私はこの「措置」についての通知文書を求めましたが断られました。そのため除籍理由は私の解釈になります。医療生協さいたまの斉藤前専務理事がセクハラを行い除名処分された事実を、医療生協の職員党员に知らせた事と思われま。

医療生協さいたまの一部役員によるセクハラ隠しに対して、医療生協内党员に再発防止のための党内論議の過程であっただけに残念です。

医療生協さいたまの一部役員によるセクハラ隠しと柴岡書記長の対応の事実を、以下に解説します。

- ①医療生協の女性党员職員（以後Aさん）が、斉藤前専務からのセクハラ被害を
- ②埼玉県委員会の柴岡書記長に告発した。（2021年1月28日）
- ③柴岡氏は、Aさんに無断で加害者側の雪田理事長へ、Aさんの情報を漏洩した。（2021年9月）
- ④雪田氏は、斉藤氏に本人確認もせず2800万円の退職金を与え自己都合退職を承認した。（2021年10月27日理事会議決）
- ⑤柴岡氏は、不同意性交罪は党员間であれば党内問題であるとし、斉藤氏除名で問題は一段落したとした。
- ⑥柴岡氏は、Aさんに党内問題である性暴力被害は県委員以外には相談しない様に命じた。（2022年10月12日付け）
- ⑦柴岡氏は、労組に党员専務のセクハラ問題を労組（党外）で論議しない様に命じた。
- ⑧現在も医療生協内の党员は、斉藤氏の除名を知らされていない。
- ⑨Aさんの願いであるセクハラ再発防止は、⑥⑦によって職員論議はおろか党员論議すら出来ていない。他の被害者（非党员含む）も泣き寝入りさせられたままとなっている。

党员専務によるセクハラ被害の告発と再発防止の闘いは、2020年から始まりました。その間に埼玉県南部地区委員会、埼玉県委員会、中央委員会組織局・同訴願委員会・同規律委員会・同ジェンダー平等委員会に合計で約80通の意見質問訴願書を送りました。しかし一通の回答書もありませんでした。

党中央に指摘して来た県委員会の誤りについて以下に簡単にまとめました。

- ⑩ 党員による不同意性交の犯罪行為を党内問題とし党外に出させないのは誤り。
- ⑪ 柴岡氏が被害者に無断で加害者側に情報を漏洩したのは誤り。
- ⑫ 斉藤氏の除名処分を医療生協の党員に報告しないのは誤り。
 - ・ 党員の性犯罪とそれを見過ごした支部から、自己批判相互批判の機会を奪うのは誤り。
 - ・ 党員にセクハラ再発防止のリーダーシップを発揮させないのは誤り。
- ⑬ Aさんに他者への相談を禁じたのはセカンドレイプであり誤り。
- ⑭ 党員 100%の役員会がセクハラを否定し、斉藤氏の除名処分に応じない事態を放置するのは誤り。
- ⑮ 役員会が第三者調査を拒否しセクハラ隠ぺいを黙認するのは誤り。
- ⑯ 役員によるAさんイジメを止めないのは公益通報者保護法違反の誤り。
- ⑰ 党員からの意見質問訴願書に回答しないのは規約違反の誤り。
- ⑱ 意見質問に回答せず党内論議過程で党員から党籍を奪うのは異論排除の誤り。

性被害問題で何よりも優先しなければならないのは被害者の保護と尊重です。①～⑯の事態の中で、二次被害に苦しめられているAさんを救い、しかも党の打撃を最小限に抑える為には、事情を知り理事会からも県委員会からも圧力を受けない私が、医療生協の党員に働きかける以外に方法はありませんでした。

加えて、誤りを犯した雪田氏や柴岡氏には処分がなく、私だけを除籍した党の対応にも強い違和感を持っています。

私は党籍を奪われても日本共産党綱領に基づき、医療生協・民医連の再建のために、セクハラ再発防止・被害者の救済・そのための第三者調査の実施を求め闘い続けます。党籍を奪われた為党内論議への参加は不可能となりましたが、党員に自浄能力の発揮を求め呼びかけを続けます。あくまでも党と医療生協役員が隠蔽行為を改めないのであれば医療生協組合員・労組にもこの事実を伝え、それでも態度を改めないのであれば、裁判に訴えることになるでしょう。

皆さんに、①～⑯が事実であるか平澤の虚言であるかを柴岡書記長か奥田さんに確認するようにお願いします。この闘争を始めるにあたり最初に相談したのが奥田さんと須田地区委員長（当時）でした。

理事会がセクハラ事実を認め、再発防止策が実現した時に、私の名誉回復と復党が実現すると確信しています。

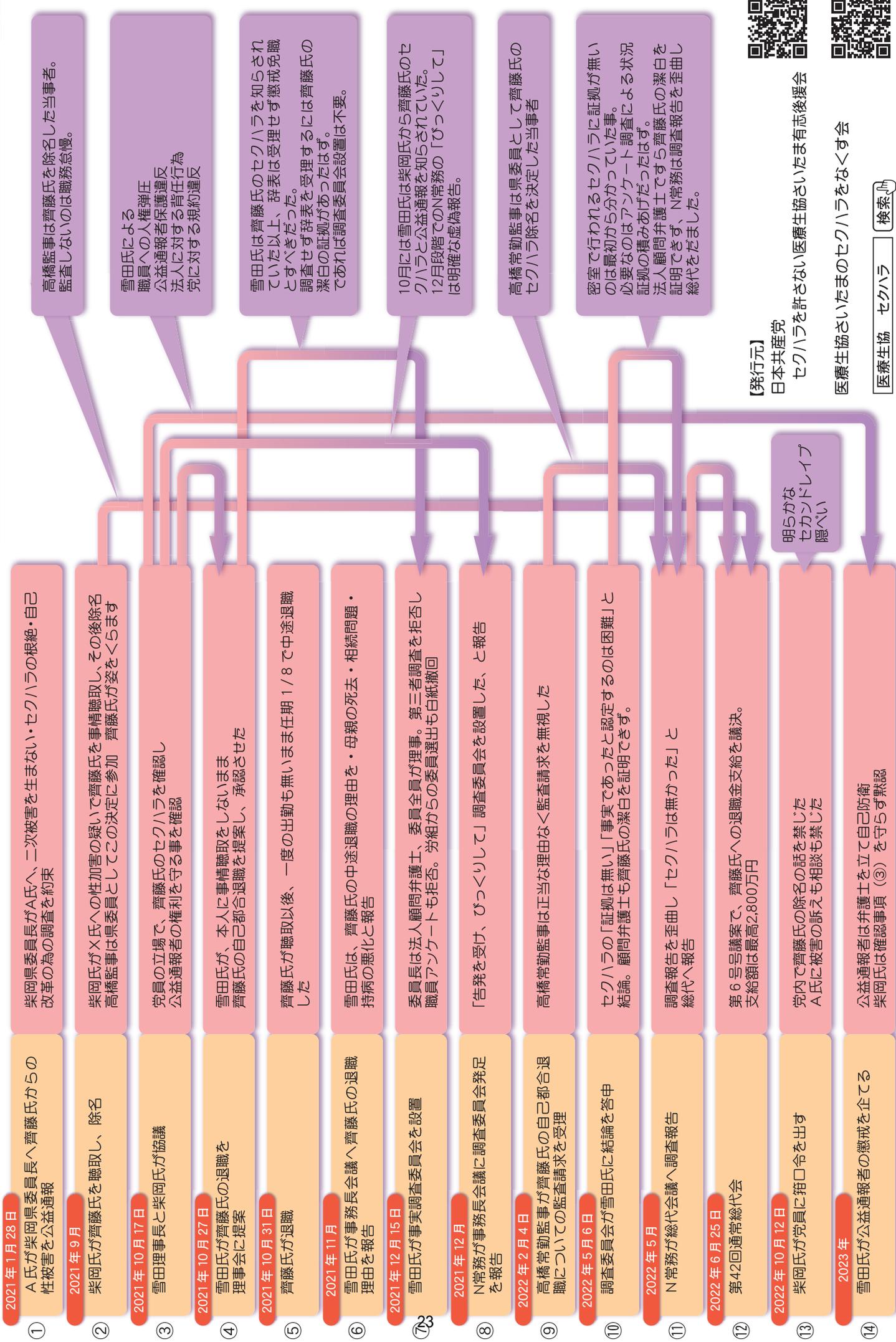
埼玉民医連＝医療生協さいたまの齊藤前専務の職場内性暴力と隠蔽の経過

YouTube：日本共産党に戻りセクハラをなくす

相 関 と コ メ ン ト

内 容

事 実 経 過



【発行元】
日本共産党
セクハラを許さない医療生協さいたま有志後援会

医療生協さいたまのセクハラをなくす会

医療生協 セクハラ

高橋監事は齊藤氏を除名した当事者。監査しないのは職務怠慢。

雪田氏による職員への人権弾圧
公益通報者保護違反
法人に対する背任行為
党に対する規約違反

雪田氏は齊藤氏のセクハラを知らされたい以上、辞表は受理せず懲戒免職とすべきだった。
調査せず辞表を受理するには齊藤氏の潔白の証拠があったはず。
であれば調査委員会設置は不要。

10月には雪田氏は柴岡氏から齊藤氏のセクハラと公益通報を知らされていた。
12月段階でのN常務の「びっくりして」は明確な虚偽報告。

高橋常勤監事は県委員として齊藤氏のセクハラ除名を決定した当事者

密室で行われるセクハラに証拠が無いのは最初から分かっていた事。
必要なのはアンケート調査による状況証拠の積みあげだけはず。
法人顧問弁護士ですら齊藤氏の潔白を証明できず、N常務は調査報告を歪曲し総代をだました。

明らかでないセカンドレイプ隠ぺい

① 柴岡県委員長がA氏へ、二次被害を生まない・セクハラを根絶・自己改革のための調査を約束

② 柴岡氏がX氏への性加害の疑いで齊藤氏を事情聴取し、その後除名高橋監事は県委員としてこの決定に参加 齊藤氏が姿をくらます

③ 党員の立場で、齊藤氏のセクハラを確認し公益通報者の権利を守る事を確認

④ 雪田氏が、本人に事情聴取をしないまま齊藤氏の自己都合退職を提案し、承認させた

⑤ 齊藤氏が聴取以後、一度の出勤も無いまま任期 1 / 8 で中途退職した

⑥ 雪田氏は、齊藤氏の中途退職の理由を、母親の死去・相続問題・持病の悪化と報告

⑦ 委員長は法人顧問弁護士、委員全員が理事。第三者調査を拒否し職員アンケートも拒否。労組からの委員選出も白紙撤回

⑧ 「告発を受け、びっくりして」調査委員会を設置した、と報告

⑨ 高橋常勤監事は正当な理由なく監査請求を無視した

⑩ セクハラ「証拠は無い」「事実であったと認定するのは困難」と結論。顧問弁護士も齊藤氏の潔白を証明できず。

⑪ 調査報告を歪曲し「セクハラは無かった」と総代へ報告

⑫ 第6号議案で、齊藤氏への退職金支給を議決。支給額は最高2,800万円

⑬ 党内で齊藤氏を除名の話を禁じたA氏に被害の訴えも相談も禁じた

⑭ 公益通報者は弁護士を立て自己防衛 柴岡氏は確認事項(3)を守らず黙認

A 様

体調はいかがでしょうか。

(石森前専務)

希望する環境は実現できませんでした。党としては**加害男性を除名した**ことを改めてお伝えします。党の判断など内容はいつでも会ってお伝えできますので、気軽に御声かけください。なお、他県の地区役員とこの問題について連絡し、この地区役員を介して埼玉県委員会に連絡させる等々の対応はふさわしくありません。今後、そうした対応は控えていただき、必要なことがあれば直接、県委員会にご連絡ください。また、**党が除名した事実を他の党員**ふくむ第三者に伝えることも、二次被害の拡大を含め問題解決に逆行しかねないものであり、控えるようにしてください。

2022年10月12日 日本共産党埼玉県委員会